

精神障がい者に対する公共交通運賃割引制度の適用を求める意見書

障がい者の自立や社会経済活動への参加を促進するためには、公共交通機関などの移動手段の確保が必要不可欠です。

このため、鉄道、バスを初めとする公共交通機関においては、運賃割引制度を設けて、障がい者の日常生活における経済的負担の軽減を図っています。

しかしながら、その多くは身体障がい者及び知的障がい者のみを対象とするものであり、精神障がい者に対しては、これらの割引制度が適用されておらず、公平性に欠けていると言わざるを得ない状況となっています。

障がい者の自立及び社会参加の支援等を目的とする障害者基本法によると、障がい者とは、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」とされており、精神障がい者と身体障がい者及び知的障がい者は同じ位置づけとなっています。

また同法では、差別の禁止として、「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。」とされており、施策の実施について、必要かつ合理的な配慮がなされなければならないともされています。

よって、国におかれては、下記の事項について実施されますよう強く要望します。

記

- 1 精神障がい者に対しても、身体障がい者及び知的障がい者と同様に、公共交通運賃の割引制度が適用されるための必要な措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年3月23日

上田市議会議長 土 屋 陽 一